

個人住民税の定額減税について

日本経済をデフレに後戻りさせないための措置の一環として、令和6年度税制改正において、令和6年分の所得税および令和6年度分の個人住民税において定額減税が実施されることとなりました。
個人住民税の定額減税の概要は次のとおりです。 ●問い合わせ／課税係

対象となる人

前年の合計所得金額が1,805万円以下の個人住民税所得割の納税義務者

減税額

本人、配偶者を含む扶養親族1人につき1万円

※1 定額減税の対象となる人は、国内に住所を有する人に限ります

※2 同一生計配偶者および扶養親族の判定は、原則として前年12月31日の現況によります

※3 控除対象配偶者以外の同一生計配偶者がいる場合は、令和7年度分の個人住民税において1万円の定額減税が行われます

徴収方法（令和6年度分） ※定額減税の対象となる人

給与所得に係る特別徴収（給与所得者）

令和6年6月分は徴収されず、定額減税『後』の税額が、令和6年7月分から令和7年5月分の11カ月でならされます。

通常	R6.6	7	8	9	10	11	12	R7.1	2	3	4	5
定額減税後	R6.6	7	8	9	10	11	12	R7.1	2	3	4	5

6月分は徴収なし

普通徴収（事業所得者など）

定額減税『前』の税額をもとに算出された第1期分（令和6年6月分）の税額から控除され、控除しきれない場合は、第2期分（令和6年7月分）以降の税額から、順次控除されます。

通常	R6.6	7	8	9	10	11	12
定額減税後	R6.6	7	8	9	10	11	12

6月分から控除（控除しきれない場合は、7月分から順次控除）

公的年金等の所得に係る特別徴収（年金所得者）

定額減税『前』の税額をもとに算出された令和6年10月分の特別徴収税額から控除され、控除しきれない場合は、令和6年12月分以降の特別徴収税額から、順次控除されます。

通常	R6.4	6	8	10	12	R7.2
定額減税後	R6.4	6	8	10	12	R7.2

R5に確定・通知済み

10月分から控除（控除しきれない場合は、12月分から順次控除）

その他

- 減税額については、納税通知書に添付の課税明細書または特別徴収税額通知書の摘要欄に記載があります
- 定額減税は、住宅ローン控除や寄附金税額控除など、全ての控除が行われた後の所得割額から減税されます
- 減税しきれない場合は、別途給付金（調整給付）が支給されます。
詳細は内閣官房ホームページ『新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置』をご参照ください
- 所得税（国税）の定額減税の詳細は、国税庁ホームページ『定額減税特設サイト』をご参照ください